



監査告示第12号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和6年9月2日から同月25日まで実施した定期監査結果を別紙のとおり公表する。

令和6年10月25日

宇佐市監査委員 佐藤 博美

宇佐市監査委員 衛藤 義弘

# 令和6年度第3回定期監査結果報告

1. 監査の対象 まちづくり推進課

2. 監査の期間 令和6年9月2日から同月25日まで

## 3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼して監査を実施した。

## 4. 監査の実施方法及び内容

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し、監査を実施した。

## 5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その措置状況の具体的結果を令和6年12月2日（月）までに文書により報告されたい。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めた。今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

### 【指摘事項】

事務処理に著しく適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な事務を執行されたい。

#### (1) 契約事務について

①双方代理における契約権限の委任状がないもの

### 【注意事項】

基本的な事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な事務を執行されたい。

#### (1) 契約事務について

①仕様書に質問・回答に関する記載がないもの

- ②仕様書又は契約書に実績報告書の提出期限を定めていないもの及び契約書に記載された最終月の実績報告書の提出期限が年度内になっていないもの
- ③単価契約について、見積価格を積算する際の基礎となる予定数量が不明なもの

(2) 補助金・交付金事務等について

- ①補助金交付事由書の添付がないもの
- ②補助対象経費に、後日本人に返金される経費が含まれているもの
- ③交付金の算定根拠となる世帯数等の基準日を要綱等に定めていないもの

(3) 文書事務等について

- ①運転日報で、アルコール検知器の数値が未記入なもの

**【要望事項】**

(1) 補助金・交付金事務等について

補助金・交付金について、年度当初に一括で全額を概算払いしているものが散見された。全額概算払い自体が不適ということではないが、その額は、必要額の範囲に留めるべきである。今一度、事務処理を見直し、支払回数を数回に分ける、実績を適時提出させるなど十分検討すること。

また、補助金・交付金の対象は多種多様であるため、その使途が政教分離に抵触していないかなど交付の適法性等について、慎重に検討するとともに、効果についての検証を行うこと。

(2) その他、軽微な誤りについて

契約事務について、見積依頼書の一部に不備があるもの、また、文書事務等について、回議書の決裁日の記載がないものなど軽微な誤りが散見された。このため、事務に際しては、基本に立ち返り、庁内マニュアル等を参考に適正な執行に努めること。

# 令和6年度第3回定期監査結果報告

1. 監査の対象 院内支所 産業建設課

2. 監査の期間 令和6年9月2日から同月25日まで

## 3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼して監査を実施した。

## 4. 監査の実施方法及び内容

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し、監査を実施した。

## 5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その措置状況の具体的結果を令和6年12月2日（月）までに文書により報告されたい。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めた。今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

### 【指摘事項】

事務処理に著しく適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な事務を執行されたい。

#### (1) 契約事務について

①課長が契約者になっているもの

②予定価格を非公表としている契約の予定価格又は設計金額の類推等について

・単価契約について、契約保証金が契約単価ではなく設計単価による年間支出見込額の1割になっていたため、設計単価が類推されるもの

・見積仕様書閲覧簿に添付されている仕様書等の控に予定価格が記載された「予定価格に含まれる法定福利事業主負担額概算額」を添付しているもの

## 【注意事項】

基本的な事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な事務を執行されたい。

### (1) 契約事務について

- ① 施行伺、予定価格調書、契約締結伺等の決裁区分を誤っているもの
- ② 設計(積算)金額に消費税を加算していないもの
- ③ 仕様書に質問・回答に関する記載がないもの
- ④ 入札参加資格者以外の者を入札に参加させた場合について、登録外業者参加理由書がないもの
- ⑤ 見積依頼書等がないもの
- ⑥ 契約必要書類の提出期間を落札通知日より7日間確保していないもの
- ⑦ 契約の締結をすみやかに行っていないもの
- ⑧ 変更契約必要書類の提出日と変更契約締結伺の起案日が整合していないもの
- ⑨ 業務完了通知が履行期限内に提出されていないもの

## 【要望事項】

### (1) 契約事務について

#### ① 入札(見積)日について

工期は発注前に決まっているので、工期末日が閉庁日にならないように、入札日等を考慮した執行を心がけること

### (2) その他、軽微な誤りについて

契約事務について、指名競争入札執行通知(市控)に依頼日の記載がないもの、変更協議開始通知に増額変更だが減額と記載しているもの、また、文書事務等について、回議書の決裁日の記載がないもの、など軽微な誤りが散見された。このため、事務に際しては、基本に立ち返り、庁内マニュアル等を参考に適正な執行に努めること。